

不服申立委員会規程

(総則)

第1条 一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会（以下「本委員会」という。）は、懲戒処分規程第5条2項の規程に基づいて設置された、不服申立委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

(所掌)

第2条 委員会は、本委員会の役職員等の処分に対する不服申立に関することを所掌する。

(委員)

第3条 本委員会懲戒処分規程第5条2項による不服申し立てがあった場合、本委員会委員長又は一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長が委員長及び委員を選任する。

2 委員会の委員は5名以内とし、委員のうち1名を委員長とする。

3 委員長は、原則として法曹資格者又は法学者でなければならない。

4 委員のうち過半数の者は、本委員会の役員又はコンプライアンスチームのリーダー若しくはチームメンバー以外の者とする。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、不服申し立てに対する処分内容を決断することにより終了する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会は、議決権を有する委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。

5 本規程に定めるもののほか本委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て、全日本ろうあ連盟評議員会に報告する。

附則

本規程は、2022年（令和4年）11月13日から施行する。